

あいち地域日本語教育推進センター設置要綱

(目的)

第1条 地域日本語教育関係者との連携を図り、愛知県内の地域日本語教育の支援等を行うことにより、地域日本語教育の体制づくりを行うことを目的として、愛知県県民文化局にあいち地域日本語教育推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「地域日本語教育」とは、教育機関などでの学習機会が保障されていない外国人県民に対する日本語教育をいう。

(業務)

第3条 センターは第1条の目的を達成するため、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）に規定される日本語教育の推進に関する次の事業を行う。

- (1) 地域日本語教育の推進に関する計画の策定事業
- (2) 地域日本語教育の推進に関する相談・支援事業
- (3) 地域日本語教育関係者の連携に関する相談・支援事業
- (4) 地域日本語教育人材の育成・養成に関する相談・支援事業
- (5) 地域日本語教育に関する調査・分析事業
- (6) その他地域日本語教育に関する支援事業

(センター長の設置等)

第4条 センターにセンター長、副センター長及び総括コーディネーターを置く。

- 2 センター長、副センター長及び総括コーディネーターの職務等については別表のとおりとする。

(総合調整会議)

第5条 センターの運営方針及び業務内容の検討等を行うため、センターに総合調整会議として「あいち外国人の日本語教育推進会議」を設置する。

- 2 総合調整会議の業務、構成員等については別に定める。

(庶務)

第6条 センターの業務に係る庶務は、愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月4日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 10 日から施行する。

(別表)

名称	職務	身分
センター長	・ 第 3 条に関する業務 ・ 総括コーディネーター及び センター職員の指導監督に 関する業務	愛知県県民文化局県民生活部社 会活動推進課多文化共生推進室 長を充てる。
副センター長	・ 第 3 条に関する業務 ・ センター長を補佐し、セン ター長が不在の時は、その 職務を代理する業務	愛知県県民文化局県民生活部社 会活動推進課多文化共生推進室 日本語教育推進グループ班長を 充てる。
総括コーディネ ーター	・ 第 3 条に関する業務	地方公務員法（昭和 2 5 年法律 第 2 6 1 号）第 2 2 条に規定す る常勤の臨時的任用職員とし、 以下の基準をすべて満たし、知 事が指名する者をもって充て る。 ①日本語教育機関の告示基準 （出入国在留管理庁 平成 2 8 年 7 月 2 2 日策定）第 1 条 第 1 項第 1 3 号を満たし、日 本語教育に関する修士号を有 する者又は地域日本語教育に 関する研究・活動実績がある 者。 ②大学、日本語学校又は N P O のいずれか地域の日本語教育 を行う機関において、3 年以 上日本語教育を行った経験を 有する者。 ③文科省（2023 年まで文化庁 所管）「地域日本語教育コー ディネーター研修」の修了者 又はそれに相当する実務経験 を有する者。 ※なお、②については地域の日 本語教室においても 3 年以上 活動実績があると望ましい。